

26 福保生保第 314 号  
平成 26 年 6 月 30 日

施術団体 各位

東京都福祉保健局生活福祉部長  
高原 俊幸

生活保護法改正に伴う留意事項について

日ごろより、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術の実施につきましては、格別な御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 7 月 1 日より施行されることに伴い、留意事項について別紙のとおりお知らせいたします。

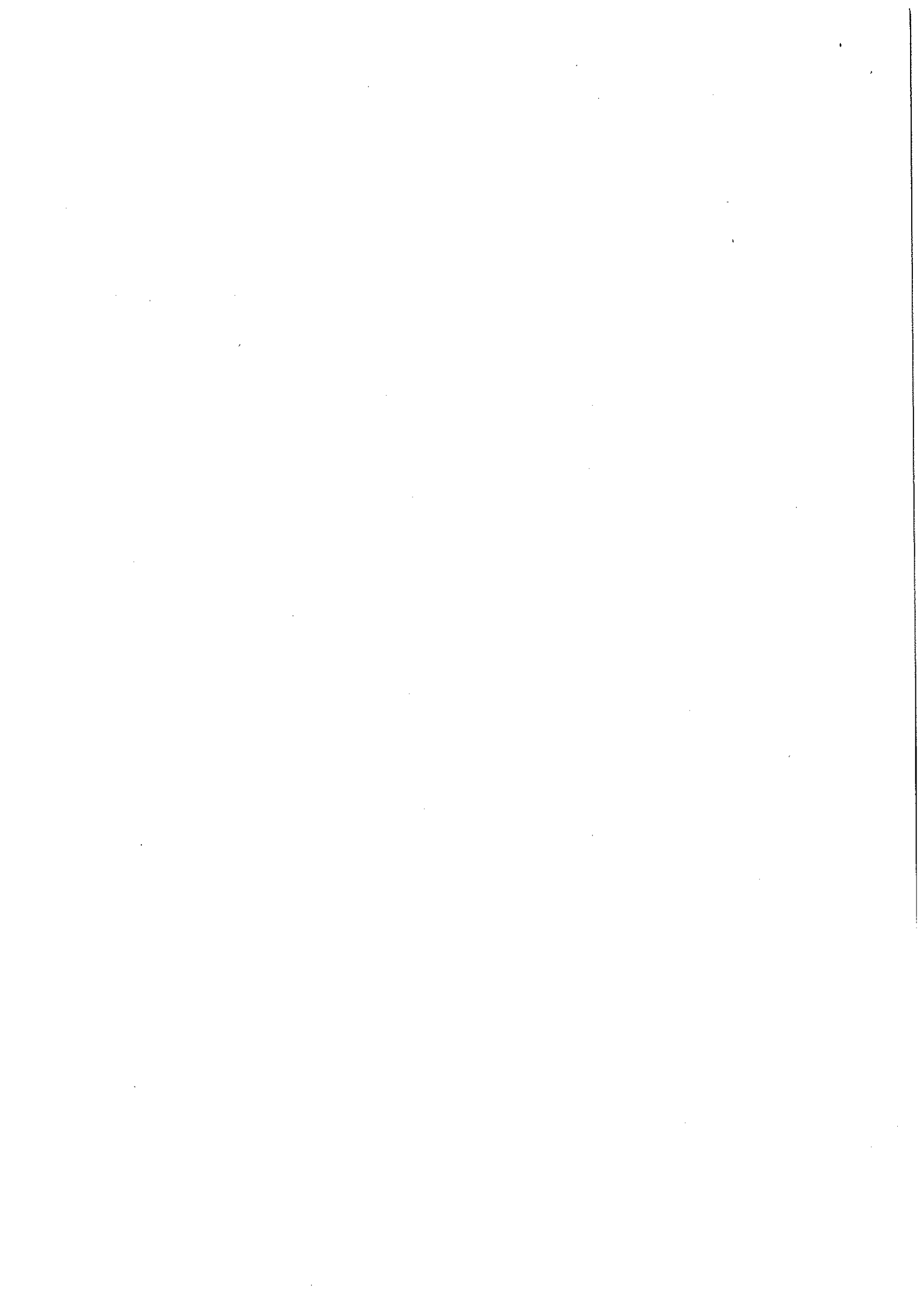
改正法の円滑な施行が図られるよう御協力をお願いいたします。

〔問い合わせ先〕

東京都福祉保健局生活福祉部保護課医療係

電 話 03-5320-4065

FAX 03-5388-1405



## 1 改正法における指定助産機関制度及び指定施術機関制度の見直し

改正法では、医療機関の指定制度に係る規定を準用し、指定助産機関制度及び指定施術機関制度についても見直しを行っていますが、その内容は主に次のとおりです。

### (1) 指定助産機関又は指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

#### ア 指定の要件

改正法第55条第2項において読み替えて準用する改正法第49条の2第2項各号(欠格事由)(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)のいずれかに該当するときは、都道府県知事(指定都市市長及び中核市市長を含む。以下同じ。)は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしてはならないものとされました。また、改正法第55条第2項において読み替えて準用する改正法第49条の2第3項各号(指定除外要件)のいずれかに該当するときは、都道府県知事は指定助産機関又は指定施術機関の指定をしないことができるものとされました。

#### (欠格事由の例)

- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ・申請者が、指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

#### (指定除外要件の例)

- ・被保護者の助産又は施術について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

#### イ 指定の取消要件

指定助産機関又は指定施術機関が、改正法第 55 条第 2 項において読み替えて準用する改正法第 51 条第 2 項各号（第 4 号、第 6 号ただし書及び第 10 号を除く。）のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとされました。

(取消要件の例)

- ・ 指定助産機関又は指定施術機関が、禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ・ 指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けたとき。

## (2) 不適切な事案等への対応の強化

### ア 過去の不正事案への対応

旧法では対象となっていない指定助産機関又は指定施術機関であった者についても、都道府県知事は、必要と認める事項の報告若しくは助産録等の提出を命じ、又は当該職員に、実地に検査等させることができるものとされました。(改正法第 55 条第 2 項において読み替えて準用する改正法第 54 条関係)

### イ 不正利得の徴収金

偽りその他不正な手段により助産又は施術の給付に要する費用の支払を受けた指定助産機関又は指定施術機関があるときは、都道府県知事又は市町村長は、当該指定助産機関又は指定施術機関から、その返還させるべき額のほか、100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとされました。(改正法第 78 条第 2 項関係)

### ウ 指定助産機関及び指定施術機関への指導体制の強化

指定助産機関及び指定施術機関に対する指導等の実施に当たっては、都道府県知事が指定した指定助産機関又は指定施術機関については、一義的には指定権者である都道府県知事が行うべきものですが、一部の指定助産機関又は指定施術機関における不適切な事案に効率的・効果的に対処できるよう、都道府県知事が指定した指定助産機関又は指定施術機関への報告等について、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣が判断した場合には、厚生労働大臣も実施できるものとされました。

(改正法第 55 条第 2 項において読み替えて準用する改正法第 84 条の 4 関係)

(3) 改正法の施行に伴う指定事務に係る留意事項

- ア 改正法による医療扶助のための施術を担当させる施術機関については、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師に加え、はり師及びきゅう師についても、都道府県知事が指定するものとされました。(改正法第 55 条第 1 項関係)
- イ 旧法の指定を受けている助産師、あん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師は、施行日において改正法第 55 条第 1 項の規定による指定を受けたものとみなされるものとされました。(改正法附則第 7 条関係) また、指定助産機関及び指定施術機関については、施行日から 1 年以内の申請や 6 年毎の更新は要しないものとされました。
- ウ 旧法では運営要領の規定により施術(はり・きゅう)を担当するはり師及びきゅう師として登録されている者が、施行日後においても改正法の規定による施術(はり・きゅう)を引き続き担う場合には、新たに改正法第 55 条第 1 項の規定による指定を受ける必要があることとされました。
- エ 法改正に伴い運営要領についても見直しを行い、「協定書(はり・きゅう)」は他の施術(あん摩マッサージ指圧、柔道整復)の協定書と統合し、「はり・きゅう給付の担当規程」及び「はり・きゅう給付の施術方針」は廃止することとされました。
- オ はり・きゅうの施術にかかる費用の請求様式が別添の様式第 26 号の 3「施術券及び施術報酬請求明細書(はり・きゅう)」に変更されました。
- カ 改正後の生活保護法施行規則第 10 条の 8 において、指定の申請を受けようとする助産師又は施術者は、申請書及び改正法に規定する指定の欠格事由に該当しないことの誓約書を当該助産師又は施術者の住所地(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地)を管轄する都道府県知事に提出することとされました。

【申請書及び誓約書の提出先】

施術者の住所地	施術所の所在地	開設者	提出先
東京都内	他縣市	開設者である	他縣市
東京都内	他縣市	開設者ではない	東京都
他縣市	東京都内	開設者である	東京都
他縣市	東京都内	開設者ではない	他縣市

【施術の届出の種類】

施術者の住所地及び開設している施術所の所在地に変更があった場合。

変更前	変更後	提出書類	提出先
東京都内	東京都内	変更届	東京都
東京都内	他縣市	廃止届	東京都
		新規申請書	他縣市

生活保護法指定 助産師・施術者 指定申請書  
中国残留邦人等支援法指定

東京都

業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師			
また、 たは は産 施 術 者師	フリガナ		生年月日	明大昭平 年 月 日
	氏名			
	住所	〒 -		
助開 産設 所又 しは て施 い 所る	フリガナ			
	名称			
	所在地	〒 -  TEL ( ) -		
	開設者名			

上記のとおり申請します。  
平成 年 月 日  
東京都知事 殿

<申請者(指定を受けようとする助産師又は施術者)>  
〒 -

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 TEL ( ) -



福祉事務所使用欄

添付書類	免許証	有・無	指定年月日	平成 年 月 日
	誓約書	有・無		
指定についての意見				

## 注意事項

- 1 この申請書は、指定を受けようとする助産師または施術者の住所地(助産所または施術所を開設している助産師または施術者にあつては、当該助産所または施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 申請する場合は欠格事由に該当しない旨の誓約書及び指定を受けようとするすべての業務の種類免許証の写しを必ず添付してください。
- 3 指定された場合には、東京都告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

## 記載要領

- 1 太枠線内に記載してください。
- 2 「業務の種類」欄には、指定を受けようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
- 3 「助産師又は施術者」欄には、指定を受けようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「開設している助産所又は施術所」欄は、助産師又は施術者本人が開設している助産所又は施術所について、その名称、所在地及び開設者名を記載してください。施術所を開設していない場合(出張専業を含む)は、「開設している助産所又は施術所」欄は何も記入しないでください。  
「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用いてください。
- 5 指定年月日は、原則福祉事務所がこの申請書を収受した月の1日となります。  
ただし、助産師又は施術者の住所変更により以前の指定を廃止し、新たに申請をする場合で、かつ引き続き患者に助産又は施術を行っている場合は、指定年月日の遡及が認められる場合があります。
- 6 <申請者>欄の申請者連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。



平成 年 月 日

東京都知事 殿

<申請者(指定を受けようとする助産師または施術者)>

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(誓約項目)

生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号(第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。)の規定  
関係

1 第2項第2号関係

指定を受けようとする助産師又は施術者(以下、「申請者」という。)が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

2 第2項第3号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
- 3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
- 4 医師法(昭和23年法律第201号)
- 5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
- 7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
- 8 医療法(昭和23年法律第205号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
- 11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
- 12 薬事法(昭和35年法律第145号)
- 13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
- 14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
- 16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
- 18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
- 19 介護保険法(平成9年法律第123号)
- 20 精神保健福祉法(平成9年法律第131号)
- 21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

3 第2項第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない。

4 第2項第5号関係

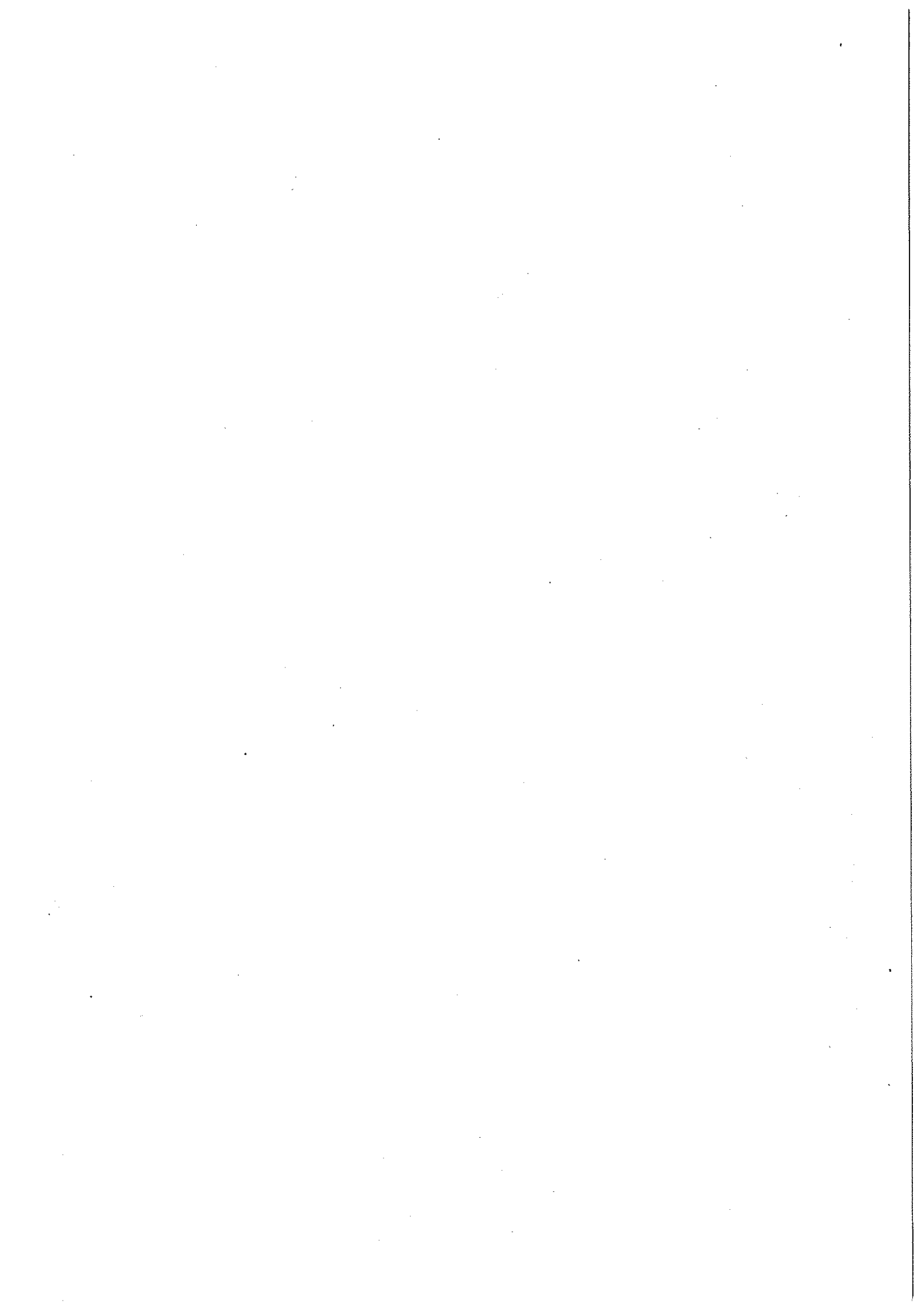
申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

5 第2項第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しない。

6 第2項第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした。



生活保護法指定 助産師・施術者 変更届出書  
中国残留邦人等支援法指定

東京都

業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師		
ま助 たは は産 施 術 者師	氏名		生年月日 平 昭 大 年 月 日
	住所	〒 -	
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更年月日	平成 年 月 日		

上記のとおり届出ます。  
平成 年 月 日  
東京都知事 殿

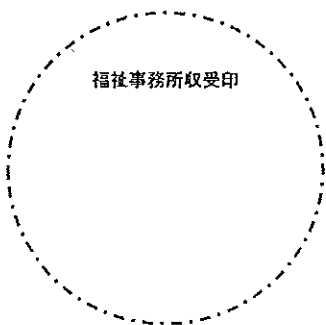
<届出者(助産師又は施術者)>

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 TEL ( ) - \_\_\_\_\_



福祉事務所使用欄

添付書類	
(氏名変更の場合) 同一人物であることが確認 できる公的証明書	有・無

## 注意事項

- 1 この届出書は、申請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は助産所又は施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 この届出書は、生活保護法の指定通知の内容に変更があった場合に速やかに提出してください
- 3 助産師又は施術者の氏名が変更になる場合は、同一人物であることが確認できる公的証明書類(戸籍謄本等)を添付してください。

## 記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記載してください。
- 2 「業務の種類」欄には、変更をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
- 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「変更内容」欄は、「変更事項」欄に具体的な変更内容を記入し、変更前・変更後を記載してください。
- 5 <届出者>欄の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

生活保護法指定  
中国残留邦人等支援法指定

助産師・施術者

〔 廃止  
 休止  
 再開  
 再辞 〕

東京都

届出書

届出内容	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 辞退		
業務の種類	(1)助産師 (2)あん摩マッサージ指圧師 (3)はり師・きゆう師 (4)柔道整復師		
まず廃止・休止・再開・辞退は助産師・施術者	フリガナ		生年月日 明 大 昭 平 年 月 日
	氏名		
	住所	〒 -	
廃止・休止・再開・辞退年月日	平成 年 月 日		
廃止・休止・再開・辞退理由			

上記のとおり届出ます。

平成 年 月 日

東京都知事 殿



<届出者(助産師又は施術者)>

〒 -

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 TEL ( ) \_\_\_\_\_

## 注意事項

- 1 この届出書は、申請者の住所地(助産所または施術所を開設している場合は施術所の所在地)を管轄する福祉事務所に提出してください。
- 2 この廃止・休止・再開・辞退届出書は、申請した事項に変更があったとき又は業務を廃止・休止・再開したときは10日以内に、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

## 記載要領

- 1 届出内容は太枠線内に記入してください。
- 2 「業務の種類」欄には、届出をしようとするすべての業務の種類を○で囲んでください。
- 3 「助産師又は施術者」欄には、届出をしようとする助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「廃止・休止・再開・辞退年月日」欄は、業務を廃止・休止・再開・辞退した日を記入してください。
- 5 <届出者>の連絡先については、日中連絡の取れる電話番号を記載してください。

(表 面)

施術券及び施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

( 年 月分)

(地区担当員印)

(取扱担当者印)

(福祉事務所長印)

生活 保護 法 施 術 券	交付番号	有効期間 日から 日まで	施術開始日 年 月	1. 単 給 2. 併 給
	患者氏名	( 歳) 男 女	居住地	
	傷病名	1 神経痛 2 リウマチ 3 頸腕症候群 4 五十肩 5 腰痛症 6 頸椎捻挫後遺症 7 その他 ( )	はり・きゅう師氏名	

施術報酬請求明細書 (はり・きゅう)

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	○初回施術 年月日	年 月 日	実日数	日	既施術回数	回	転 帰	治癒・中止											
	①初 検 料	1 はり 2 きゅう 3 はりきゅう併用					円		摘 要										
②施 術 料	はり				円×	回=	円												
	きゅう				円×	回=	円												
	はり、きゅう併用				円×	回=	円												
	電療料 1 電気針 2 電気温灸器 3 電気光線器具				円×	回=	円												
③ 往 療 料	2 kmまで 加 算 ( km)				円×	回=	円												
施術日	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31																	
通院○																			
往療◎																			
④ 合 計 金 額	(①+②+③)				請 求			※ 決 定											
					円			円											
※ ⑤ 社 保 負 担 (健・共)	有 ・ 無				割			円											
					円			円											
※ ⑥ 本 人 支 払 額					円			円											
⑦ 差引請求 (支払) 金額	(④-⑤-⑥)				円			円											

請 求 書	(患者氏名) にかかる上記明細書による施術料を請求します。 平成 年 月 日 住 所 福祉事務所長 殿 はり・きゅう師 氏 名 ㊟	
	委任状	上記の金額の受領を 師会 (理事) 長 (氏名) に委任します。 平成 年 月 日 (はり・きゅう師名) 氏 名 ㊟

(裏 面)

はり・きゅう師へのお知らせ

- 1 患者の本人支払額は、施術報酬請求明細書右側下欄の「本人支払額」欄記入の金額ですから窓口で徴収してください。
- 2 施術券の有効期間の延長を必要と認めるときは、ただちに福祉事務所に連絡のうえ補正をうけて下さい。この場合連絡がないと減額されることがありますから注意してください。
- 3 施術券の所定事項及び請求明細書の「本人支払額」、「社保負担」欄に必要事項の記入のないもの及び施術券に福祉事務所長印のないものは無効ですから福祉事務所に返送して下さい。
- 4 「初回施術年月日」欄には、費用負担関係の如何にかかわらず、その傷病についての初回施術年月日を記入して下さい。また「①初検料」の施術内容欄には、該当する項目を○で囲んで下さい。
- 5 「摘要」欄には往療を必要とした理由等を付記してください。
- 6 施術報酬請求明細書について下記事由に該当する場合は、返戻されることがありますから注意してください。
  - (1) 請求書の氏名および捺印もれ
  - (2) 初回施術年月日、既施術回数の記入もれ
  - (3) 往療距離記入もれ
  - (4) その他

(記入上の注意)

※印の欄には記入しないで下さい。

患者へのお知らせ

- 1 併給の場合で、別に保護変更決定通知書を交付しないときは、本券をもってこれに代えます。
- 2 この施術券で施術を受けることのできる期間は施術券の「有効期間」欄に記入された日数です。
- 3 あなたが直接支払う額は、表面「本人支払額」欄に記入された金額ですから窓口で支払って下さい。なお、本人支払額が支払われていない場合には、保護の変更、停止又は廃止が行われることもあります。
- 4 施術者および福祉事務所長の指示、指導に従って療養に専念して下さい。
- 5 施術を受けている期間は、その疾病については、指定医療機関の医療を受けることはできませんから注意してください。
- 6 施術が終わったとき、又は施術を中止したときは、すみやかにその旨を福祉事務所長に届け出て下さい。
- 7 施術券は、他人に譲ったり又は使用させてはいけません。